

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

当社は、イオングループの一員として、地域の皆さまとの協創、協働をより強化しながら、保険を通じてお客さまの日々の生活と未来に安心を提供し続けることを目指しております。

- a. 当社は、サイバー攻撃等からお客さまの大切な情報を守るために、サイバーセキュリティ基本法、金融庁監督指針、経済産業省「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」等に沿った取り組みを行います。
- b. イオングループでは、地球環境及び人間社会に大きな影響をもたらす気候変動の問題に早くから取り組み、2040年を目途に店舗で排出するCO₂等を総量でゼロにすることを目指す「イオン 脱炭素ビジョン」を掲げています。当社は、イオングループの一員として、社会の持続的発展があつてこそ事業を展開できることを自覚し、環境保全活動や社会貢献活動に取り組めます。
- c. 当社は、従業員一人ひとりが心身ともに健康であるために、積極的に従業員の健康管理と健康増進に取り組んでいます。加えて、健康経営について、他社との情報交換やグループ各社との共同施策により、お客さま及び地域社会の健康づくり・健康経営普及に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や

エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、「全てはお客さまのために」のもと、取引先の成長と地域社会の発展に取り組み、企業の成長と価値向上を目指します。

令和7年9月29日

イオン保険サービス株式会社

代表取締役社長 角谷 修一